

第 6599 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2021年)令和3年 1月13日 水曜日

発行所	三輪厚二税理士事務所 / 顧問料不要の三輪会計事務所 (編集・発行: 税理士 三輪厚二) 大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL: 06-6209-7191 WEB: https://www.zeirishi-miwa.co.jp
-----	--

♠ 派遣社員との新年会費用

Q : 新年会に派遣社員も交えて行おうと思っています。この費用は、どのようになりそうですか？

A : 一般に行われる新年会であれば、福利厚生費として処理することができるでしょう。

【解説】

法人税では、次の正社員に対する慰安に係る費用以外に、次の費用も福利厚生費等として取り扱うこととしています。

① 特約店等のセールスマンの慰安等のために行われる運動会、演芸会、旅行等のために通常要する費用

② 法人が自己の業務の特定部分を継続的に請け負っている企業の従業員等で専属的にその業務に従事している者のために行われる運動会、演芸会、旅行等のために通常要する費用

つまり、特約店のセールスマンや専属下請け企業の従業員等に対する慰安についても、自社の社員と同様に扱うということになっています。

このことからすると、お尋ねの派遣社員についても専属的に法人の業務に従事しているわけですから、正社員の慰安を目的として行われる新年会に参加した派遣社員の費用についても、正社員と同様に福利厚生費として処理することが認められるものと思われます。



【三輪厚二税理士事務所(大阪市中央区)】